

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年3月21日認可した。

平成24年3月27日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

土地改良区名	土地改良事業名
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）蓮池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）長田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西の谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）岡池3号地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）葛谷東大池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大横井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）海老谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）葛谷東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）長谷地区